

日本のスポーツ、健康・体力づくり政策と総合型地域スポーツクラブに期待される役割

岡崎 健一*

鹿屋体育大学
生涯スポーツ実践センター協力者会議

新しいスポーツ行政

平成28年2月8日
スポーツ庁健康スポーツ課
課長補佐 岡崎 健一

1. スポーツ庁の設置
(平成27年10月)

スポーツ庁の設置

スポーツ基本法(平成27年)の制定 2020年オリンピック・パラリンピック大会等の日本開催

スポーツを通じて「国民が生産にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。(基本法前文より)

健康寿命延伸、医療費抑制
認知症
高齢者、障害者
外国人
国際交流・国際貢献

地域社会の活性化
国交、観光、農林畜産
公園整備等
観光振興、地域振興

健康増進に資するスポーツの機会の確保
障害者スポーツの充実
Sport for Tomorrowの実施
国際競技連盟(IF)の役員ポスト獲得支援等

スポーツ行政を総合的に推進
・スポーツを行える多様な場の創出
・スポーツを通じた地域わこしへの支援
・産業界との連携によるスポーツ普及と競技力強化

経済者
・スポーツ施設・用品産業

国民経済の発展

スポーツ庁が中核となり、旧業からのスポーツ推進に加えて、他省庁と連携して多様な施策を展開

スポーツ庁設置：組織構成

スポーツ・青少年局 (うちスポーツ関係3課) 参事官

局長 中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会
大臣官房審議官

スポーツ・青少年企画課
スポーツ振興課
競技スポーツ課
参事官(体育・青少年スポーツ担当)

スポーツ庁 (内閣府参事官)

長官 次長 審議官 スポーツ審議会

政策課
健康スポーツ課
競技スポーツ課
国際課
オリンピック・パラリンピック課
参事官(地域振興担当)
参事官(民間スポーツ担当)

「文部科学省設置法の一部を改正する法律」の概要

概要

1. 文部科学省の任務及び所掌事務の改正
文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改めるとともに、所掌事務に次の事務を追加する。(第3条・第4条関係)
① スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
② スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
③ 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

2. スポーツ庁の設置
(1) 文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とする。(第13条・第14条関係)
(2) スポーツ庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とし、同庁の所掌事務を上記①～③等とする。(第15条・第16条関係)

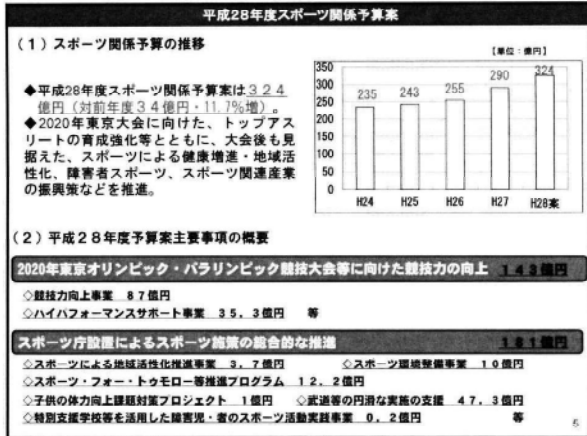
施行期日 平成27年10月1日

スポーツ庁において取り組む主な課題

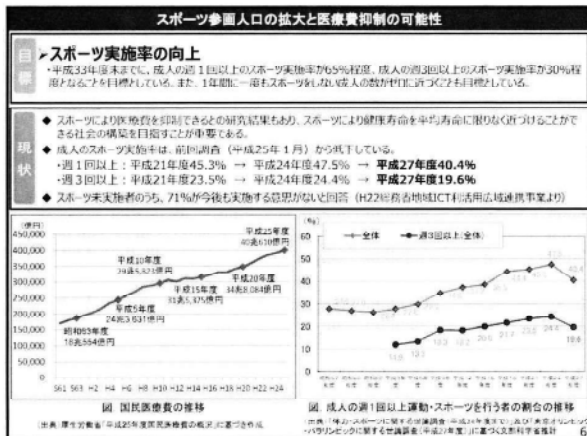
○ スポーツ基本法の理念を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生産にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。

目指す姿	今後の課題
スポーツによる健康増進 ○ あらゆる世代でスポーツ人口が拡大 ○ 予防医療と健康寿命の向上 ○ スポーツを通じた国民意識の醸成 等	・スポーツの楽しさを子ども達に実感させる ・高齢者や障害者が地域において積極的に運動できる環境をつくる ・スポーツの楽しさを子ども達に伝える ・優れたスポーツ指導者を育成する 等
我が国の国際競争力の向上 ○ 海外の選手・チームの獲得の増大 ○ 2020年東京大会等の成功 等	・新国立競技場の確実な整備 ・2020年東京大会等に向けた競技力強化・アスリート支援 ・スポーツ界のガバナンス・マネジメントの向上 等
我が国の国際的地位の向上 ○ スポーツによる国際的な関係の促進 ○ スポーツによる国際貢献 ○ スポーツを通じた国際的な関係の促進 ○ スポーツを通じた国際的な関係の促進 等	・国内外におけるオリンピック・パラリンピック・ワールドカップの推進 ・国際競技大会の戦略的招待、国際競技連盟における役員ポストの獲得支援 ・スポーツ文化・ワールドフォーラムの創設 ・アンチドーピングの推進 等
スポーツによる地域・経済活性化 ○ スポーツによる地域活性化、地域の一体性の醸成 ○ スポーツによる地域の活性化 等	・関係省庁との連携による、新たなスポーツ振興施策の推進 ・「地域スポーツ・コミュニティ」の支援等による、各地のスポーツイベントの創出・振興 ・プロスポーツ団体のマーケティング戦略の推進等 等

*スポーツ庁健康スポーツ課課長補佐



2. 健康・体力づくり政策



今後の地域スポーツの推進方策に関する提言(概要)

平成27年6月30日 今後の地域スポーツ推進方策に関する調査報告書

今後の地域スポーツの基本的方向性

- 自然が豊富で高齢化人口が少く、地域にニーズが顕著化が速い我が国において、スポーツを通じた役割や機能の拡大
- 地域スポーツは、健康寿命の延伸、地域にニーズの顕著化による活性化にもつながるものとして、一部の先が必須
- 多様なスポーツスタイルやニーズに対応した地域スポーツプラットフォームを構築し、国民のスポーツ参加を促進することが重要
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツにおいて、地域スポーツに関する新たな施策・制度の構築を強力に推進することを目指す

地域スポーツの推進方策

- 1 地域スポーツを担うプラットフォーム
 - 1.1 総合型地域スポーツクラブ
 - ◎従来の拠点・地域に重点を置いてきたが、財政的な自立を高める、質的な充実を図ることが重要
 - ◎多様なニーズや地域課題に対応するため、新たな取組形態によりクラブを構築
 - 1.2 新しいプラットフォーム
 - ◎シビックセンター、公民館などの子供に対する体育・学習・文化活動の提供機会を確保し、スポーツ活動とスポーツ以外の活動を併せて実施する取組の増加
 - ◎このような取組は、スポーツ以外のニーズも多様化する中、気軽にスポーツに参加できる機会を提供するとともに、スポーツに関心層の裾野の拡大にも効果を提供
 - ◎国において、公民館、文化施設、障害者交流施設、シビックセンター、自治会などにおいて、新たに地域スポーツ活動を行う取組を支援することを目指す
- 2 「する」「観る」が変えるスポーツの多様な関わり方へのアプローチ
 - 2.1 スポーツを通じた健康増進
 - ◎スポーツ無関心層向けの健康ポイント等を中心としたプラットフォームの構築
 - ◎多様なニーズや地域課題に対応するため、新たな取組形態によりクラブを構築
 - 2.2 スポーツを通じた地域活性化
 - ◎地域のスポーツ活動支援の促進やファンディング(寄附)による財政的負担の軽減の取組
 - ◎地域スポーツコミュニティの活動支援 等
 - 2.3 スポーツを通じた人材の育成
 - ◎スポーツ関係者等の育成(こども育成者の養成、予防医学・健康分野の専門的知識、マネジメント人材の育成 等)
 - ◎スポーツを通じた人材の育成
 - 2.4 スポーツを通じた研究活動の基盤整備
 - ◎大学等の体育・スポーツに関する研究の促進の取組

スポーツによる健康増進

○スポーツによる地域活性化推進事業(スポーツを通じた健康長寿社会等の創生)(平成28年度予算額:3.3億円[拡充])

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起するための取組を支援。

- スポーツを通じた健康都市づくり ●スポーツに無関心層へのアプローチ 等

成果を全国展開

地方自治体の「健康ポイント導入」推進

- 地域のスポーツ資源を有効活用促進
 - ✓総合型地域スポーツクラブ(市区町村設置率:80.8%)
 - ✓スポーツ推進委員(全国約5万人)
- スポーツ部局と健康福祉部局の連携促進(総合教育会議の活用等)

健康増進、医療費抑制、スポーツ実施率向上、地域スポーツ環境の充実

○スポーツ医・科学等を活用した健康増進プロジェクト(平成28年度予算額:0.2億円[新規])

スポーツによる健康増進を推進するため、関係省庁と連携を図りながら、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づき、心身の健康の保持増進を図るための運動・スポーツに関するガイドラインの策定及びスポーツ・レクリエーションを活用した効果的なプログラム等の検討を行う。

効果 超高齢化と人口減の中でのスポーツを通じた健康増進
⇒健康寿命の延伸、医療費の抑制、地域コミュニティの創生、持続可能なまちづくり

スポーツを通じた健康長寿社会等の創生

平成27年度予算額:263.376億円
28年度予算額:322.164億円

目的・趣旨 「日本再興戦略」において、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることにもあわせ、スポーツを通じた健康・福祉につながる新たな社会づくりを推進し、地域経済の活性化や新たなビジネスモデルの創出にもつなげる。様々な取組を促していくこととなる。」「健康増進と産業の振興を目的として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にちなみ、取組として「スポーツを通じた健康増進」を推進し、国民の健康寿命の延伸、地域にニーズの顕著化による活性化にもつながるものとして、一部の先が必須。健康増進スポーツの振興、スポーツ産業の活性化等を推進することとされたことである。これを推進して、スポーツを通じた健康増進の取組を推進することにより、健康増進スポーツを活用したコミュニティを構築し、社会や地域に貢献する人材を育成し、健康寿命の延伸、地域にニーズの顕著化による活性化にもつながるものとして、一部の先が必須。健康増進スポーツの振興、スポーツ産業の活性化等を推進することとされたことである。

事業内容

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組などを実施することにより、スポーツによる地域の活性化を促進する。

国(補助)

地方公共団体(市町村)

中高齢者など自身の健康づくりの必要性を感じているもの、行動・移住しない層などを対象として、運動・スポーツへの興味・関心を喚起するが、健康ポイント等のインセンティブ付き運動・スポーツプログラムの実施、スポーツを通じた健康増進の取組、ヘルスアラサー(健康に関する知識・情報)向上のためのシニアプログラムや健康増進・スポーツ教室などの地方公共団体が行うスポーツに関する健康増進の取組を支援することにより、運動・スポーツに対する無関心層を減らすとともに、スポーツ実施率を向上させ、健康寿命の延伸(20%)、高齢化や人口減少社会の課題に対応(20%)、98歳以上の高齢者の地域活性化を促進する。

スポーツを通じた健康増進・健康寿命の延伸

スポーツ立国の実現

健康ポイント制度の導入事例（大阪府高石市における取組）

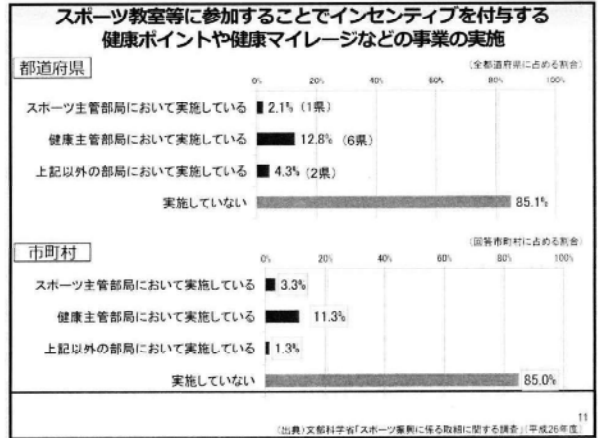
1. ポイントの付与対象（健康づくり教室等）

1 健康づくり教室等への参加 ・健康づくり教室（※） ・ウォーキング教室 ・ストレッチ・筋トレ・有酸素運動・軽体操等の教室	最大獲得ポイント 200ポイント/1か月 (20ポイント/1回) <small>※健康づくり教室（※）では、入会の際に1000ポイントを返金付与。</small> ※健康づくり教室（※）とは、入会の際に1000ポイントを返金付与。
2 歩数（歩数計を付与。歩数に応じたポイント）	
3 健康状態の改善 (BMI減少、筋力増加、健診データの改善等)	
4 取組の継続（6か月間継続）	
5 健康診断の受診	

※健康づくり教室
▶参加者の体力やライフスタイルに応じ、効果が確認されたオーダーメイドの運動・食事プログラムを作成。
▶週1回、2時間程度、指導者のもとで運動。

2. インセンティブ付与の方法等

終了後のポイント付与方法	貯めたポイント金額を付与 ※年間最大22,000ポイント
ポイント利用方法	個人利用 ・ポイントと同額の地域スーパー等の商品券と交換(500ポイント以上) ・Ponta(ポスタ)ポイントと交換
地域寄付	教育指定寄付金、緑化基金指定寄付金



スポーツ医・科学等を活用した健康増進プロジェクト

28年度予算額：17,865千円

背景 我が国の医療費総額は年間約40兆円に達する中、スポーツは、国民医療費を抑制できる可能性もある。

現状 スポーツにおいては、「心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保」を行うことにより、国民の体力の向上はもとより、スポーツを通じた人間形成や心のリフレッシュを高め、心身の健康の保持増進を図ることが不可欠である。

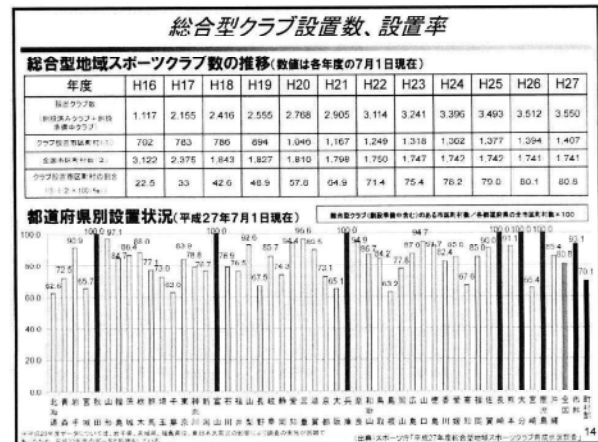
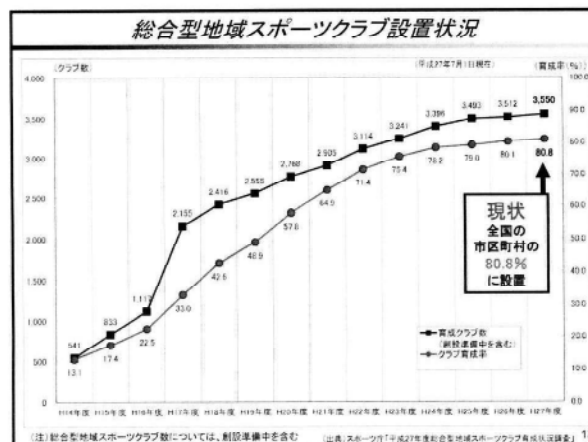
事業趣意 スポーツによる健康増進を推進するため、関係省庁と連携を図りながら、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づき、心身の健康の保持増進を図るための運動・スポーツに関するガイドラインの策定及びスポーツ・レクリエーションを活用した効果的プログラム等の検討を行う。

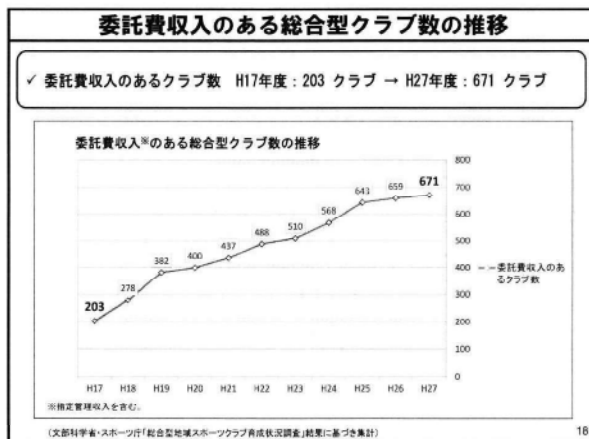
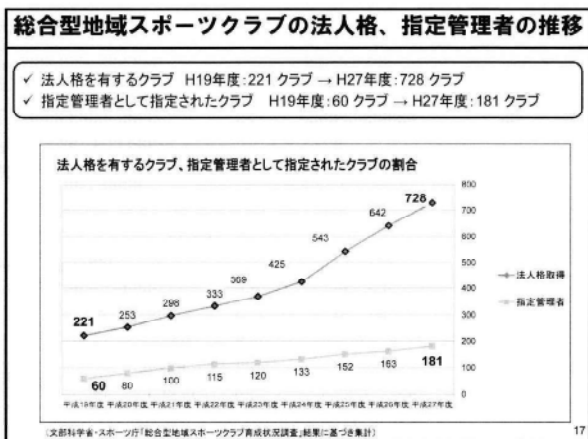
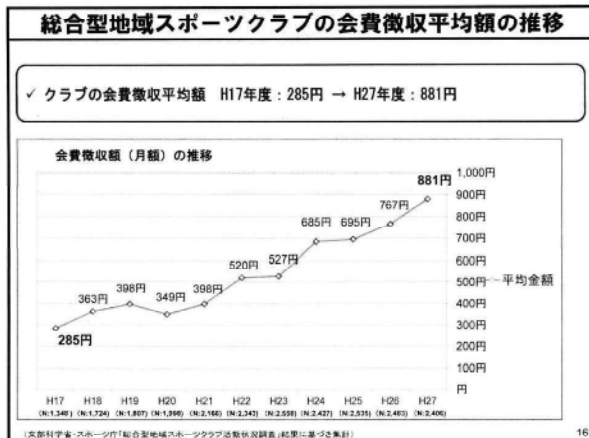
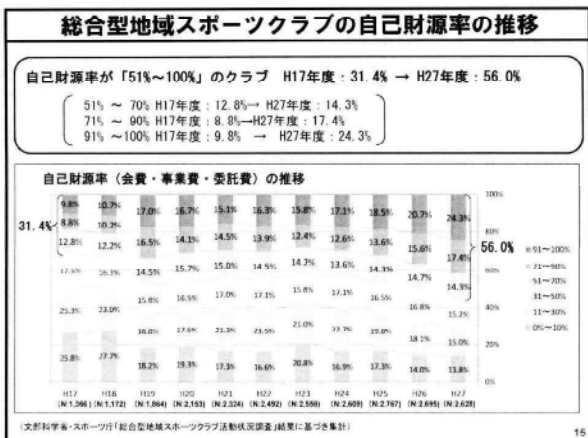
事業内容

- スポーツによる健康増進を図るためには、1 スポーツを開始する、2 成果が出るレベルでスポーツを実施する、3 継続してスポーツを実施する、という3段階を意識することが重要。
- 心身の健康の保持増進を図るため、最新のスポーツ医・科学等の知見に基づき、運動・スポーツガイドライン（仮称）を策定。
- **【運動・スポーツガイドライン（仮称）の具体的な内容】**
- ライフステージ（幼児期、青少年期、成人期、壮年期、高齢期）毎に上記の3段階に応じたスポーツ・ウェルネスプログラム（スポーツ活動の種類、頻度、強度、日常的に望まれる活動量等）の基準を提示
- ライフステージ毎に必要な「メタボ(内臓脂肪症候群)」「ロコモ(運動器症候群)」「フレイル(高齢者の虚偽)」等の予防に効果的なスポーツ・ウェルネスプログラムの提示 等

■ 誰でも簡単に楽しみながら取り組むことができるスポーツ・レクリエーション活動等を活用することにより、介護予防の現場などで高齢者の自立への動機付けを高めることのできる効果的なプログラム等をスポーツ医・科学等の科学的根拠などに基づき検討。

3. 総合型地域スポーツクラブの方向性





今後の地域スポーツの推進方策に関する提言（概要）

平成27年6月3日 今後の地域スポーツ推進体制の在り方に関する有識者会議

今後の地域スポーツの基本的方向性

- 急速な少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化が進む状況において、スポーツに期待される役割が拡大
- 地域スポーツは、健康寿命の延伸、地域コミュニティの再生、地域経済の活性化等につながるものとして、一層の充実が必要
- 多様なニーズや地域課題に対応した地域スポーツ環境（プラットフォーム）を整備し、国民のスポーツ参画を促進することが重要
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も引き続き、スポーツ庁において、地域スポーツに関する新たな施策・制度の構築を強力に推進することを期待

地域スポーツの推進方策

- 1 地域スポーツを担うプラットフォーム
 - ① 総合型地域スポーツクラブ
 - 「経済・教育」両面に重点を置いたが、財政的な自立を高め、継続的な運営が実現できること
 - 多様なニーズや地域課題に対応するため、新たな取組・形態によりクラブを充実
 - ② 多様なプラットフォーム
 - ソーシャルセクター内において子供・若者に対する体育・学習・文化活動等の取組を推進するとともに、スポーツ活動とスポーツ以外の活動とを連携して実施する取組の増加
 - コミュニティ型施設、ライフスタイルやニーズが多様化する中、気軽にスポーツに参加できる機会を提供するとともに、スポーツ関係団体への連携を期待
 - 国において、公益財団、文化財団、障害者交流施設、ソーシャルセンター、施設整備において、新たに地域スポーツ活動を行う取組を支援することを期待
 - ③ 「する」「観る」「変える」スポーツの多様な関わり方へのアプローチ（強制的な取組等）
 - スポーツを通じた健康増進
 - スポーツ参加機会創出が健康ポイント等のインセンティブ付与プログラム（スポーツプログラム/ヘルネスプログラム等）の実施
 - 予防医学・介護の観点からのライフタイム/プログラム等の実施
 - スポーツを通じた地域活性化
 - 地域のスポーツ活動支援のためのファンディング（公募による財源確保）の仕組みの形成
 - 地域スポーツコンソーシアムの活動支援 等
 - スポーツを通じた人材の育成
 - スポーツ指導者等の充実（コーチ育成者の養成、予防医学・健康分野の専門的指導、マネジメント人材の育成 等）
 - スポーツボランティアの養成
 - スポーツを通じた研究活動の基礎整備
 - 大学等の体育・スポーツに関する研究の戦略的な推進

（文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」結果に基づき集計）

今後の地域スポーツの推進方策に関する提言

総合型地域スポーツクラブ

◆ ポイント

- ① 「創設・育成に重点」から「財政的な自立を含め、質的な充実」
 - ✓ PDCAサイクルの観点から、自己点検・評価を継続的に実施
 - ✓ 多様な財源の確保をはじめ、財政的な自立も含め、質的な充実を図っていく
- ② 多様なニーズや地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として充実・発展
 - ✓ 新たな取組・形態によりクラブを発展させていくことが重要
 - ✓ 高齢者の健康づくり、障害者のスポーツ活動支援、学校やスポーツ少年団との指導協力
 - ✓ 民間フィットネスクラブ、学童保育・放課後教室と連携 等

（文部科学省・スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」結果に基づき集計）

持続可能な総合型地域スポーツクラブの推進に向けた取組の指針と評価指標

背景・目的
総合型クラブ育成が掲げられた2020年以降、現在、全国で活動している総合型クラブは5,500超と見られる。総合型クラブは、地域住民が主体的に「生活」、自発的に活動する活動体であり、特に下記3つの領域において活動を行っている。しかし、これらは「活動体」として活動しているが、社会的な責任を担うべき活動体として活動しているとは異なる。今後の総合型クラブの推進には、「社会的責任を担うべき活動体」として活動している総合型クラブの育成が求められる。本事業は、各種自治体等に対し、総合型クラブの推進に向けた取組の指針を提示し、必要に応じて「条件」を提示し、今後の取組の方向性を示し、取組を支援し、改善するための指針として、活用していただくことを目指す。

総合型クラブの設立効果

スポーツ知識の充実・定着化 ○スポーツに関する知識の普及 ○スポーツ文化の醸成 ○総合型クラブの推進・広がり ○スポーツ文化の普及・向上	今後の課題 ○活動の維持 ○人材の確保 ○活動の多様化 ○活動の活性化 ○活動の持続性
個人にとっての意義・効果 ○スポーツを通じた自己実現の促進 ○健康づくり ○生きがいづくり・居場所づくり	組織体制の整備 ○活動の推進 ○活動の活性化 ○活動の持続性
社会にとっての意義・効果 ○ソーシャルキャピタル(社会関係資本)の醸成 ○社会的包摂 ○経済的効果 ○行政機能の充実	多様な事業の実施 ○多様な事業の実施 ○活動の活性化 ○活動の持続性

1. 持続可能な推進に向けた取組の「指針」

○総合型クラブの指針
総合型クラブが持続的に活動するための、総合的な事業計画を策定し、今後の取組として取りまとめた。
社会型クラブが定常的に持続可能な活動を行うには、活動計画を策定し、組織体制により運用し、各種資源を効果的に活用し、最大の成果を創出することが不可欠である。

○行政支援の指針
総合型クラブが定常的に持続可能な活動を行うには、総合型クラブの取組だけでは解決できない事項がある。行政が取り組むべき事項について、事業費助成及び推進費の二つの観点で整理した。

2. 指針の到達に向けた七つの「評価指標」

○総合型クラブの評価指標
本事業の自己点検・評価により、適切な現状把握を行うとともに、次のステップに向けた、数値の達成となる指標を設定。

活動の維持 活動参加者の確保 活動体制の確立	組織体制の整備 理念の共有 役割の分担 活動の持続性	事業の多様化 クラブの定着 クラブの活性化
-------------------------------------	--	------------------------------------

○行政支援の評価指標
行政が総合型クラブの存在意義・役割に対する認識を高め、支援の内容や取組を適切に実施するための数値を設定するための「指針」を示した。行政が取り組むべき事項について、それぞれ異なる「評価指標」を設定し、数値目標を設定した。

【評価の指標】

基礎的指標	発展的指標	実証的指標	持続可能性指標
-------	-------	-------	---------

21

評価指標を活用した自己点検・評価

現状を評価指標(KPI)と照らし合わせ、該当する評価を下表に記載する。右図に反映する際、下表内の「平均点」の数値を用いて作成する。

自己点検・評価の結果について、下記のような図を用いることにより自らの長所・短所を具体的に把握し、可視化することができる。また、指針の到達に向けた取組事項が明らかとなる。

総合型クラブの自己点検・評価の結果(7項目)

出典：(公財)日本体育協会「持続可能な総合型地域スポーツクラブを目指して」 22

クラブの現状把握・改善のための取組状況

✓ 話し合いや点検・評価の結果を踏まえて改善策を次年度の計画に反映させているクラブは約38%。

クラブの現状把握・改善のための取組(複数回答) N=2,662クラブ

運営委員会で話し合う機会を設けている	72.2%
クラブマネージャーや事務局員などで話し合う機会を設けている	42.4%
話し合いや点検・評価の結果を踏まえて改善策を次年度の計画に反映させている	37.9%
評価指標・チェックリストを活用して自己点検・評価を行っている	6.6%
特に行っていない	14.8%
その他	3.6%

(文部科学省・スポーツ庁「平成27年度総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」) 23

点検・評価、改善策の反映とクラブの自己財源率

自己財源率が50%を超えているクラブの割合
 ✓ 点検・評価、改善策の反映を実施しているクラブ: 63.2%
 ✓ 点検・評価、改善策の反映を実施していないクラブ: 52.4%

点検・評価、改善策の反映とクラブの自己財源率

自己財源率	0%~10%	11~30%	31~50%	51~70%	71~90%	91~100%
実施している (N=993)	0.2%	14.5%	15.1%	15.2%	20.3%	44.7%
実施していない (N=1,585)	16.0%	15.1%	15.9%	13.4%	15.3%	29.3%

63.2% (実施している) vs 52.4% (実施していない)

(文部科学省・スポーツ庁「平成27年度総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」) 24

今後の地域スポーツの推進方策に関する提言

総合型地域スポーツクラブ

◆ ポイント

① 「創設・育成に重点」から「財政的な自立を含め、質的な充実」
 ✓ PDCAサイクルの観点から、自己点検・評価を継続的に実施
 ✓ 多様な財源の確保をはじめ、財政的な自立も含め、質的な充実を図っていく

② 多様なニーズや地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として充実・発展
 ✓ 新たな取組・形態によりクラブを発展させていくことが重要
 ✓ 高齢者の健康づくり、障害者のスポーツ活動支援、学校やスポーツ少年団との指導協力
 ✓ 民間フィットネスクラブ、学童保育・放課後教室と連携 等

25

総合型地域スポーツクラブの特色ある取組

総合型クラブは、スポーツを通じた健康増進、子育て支援、学校との連携、障害者スポーツなど特色ある多様な取組を実施。

スポーツを通じた健康増進
 ✓ 地域住民を対象とした健康づくり事業を実施: 1,159クラブ
 ✓ 行政から介護予防事業を受託して実施: 181クラブ

子育て支援
 ✓ 学童保育や放課後子供教室への指導者の派遣: 298クラブ
 ✓ 学童保育や放課後子供教室との協働によるスポーツ教室等の開催: 332クラブ
 ✓ 親子が一緒に参加できるスポーツ教室等の開催: 960クラブ

学校との連携
 ✓ 学校で運動部活動を実施できない種目について、クラブの活動として実施: 392クラブ
 ✓ クラブから学校の運動部活動に外部指導者を派遣: 305クラブ
 ✓ クラブから学校の体育の授業に指導者を派遣: 243クラブ

障害者スポーツの推進
 ✓ 障害者スポーツと連携した取組: 160クラブ



(出典:文部科学省「平成27年度総合型地域スポーツクラブに関する調査結果」) 25

多様なニーズや地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として充実・発展（スポーツを通じた健康増進）

地域住民の健康増進

地域の保健センターで住民の健康増進に向けたスポーツプログラムを展開

- ✓ NPO法人みわスポーツクラブ（広島県三次市）が、保健センターのトレーニングルームや会議室等で地域住民の健康増進に向けた体操教室やピラティス、スポーツ吹矢などのスポーツプログラムを定期的を実施。
- ✓ 保健センター周辺で定期的を実施する歩・歩CLUB（ノルディックウォーキングプログラム）も展開。
- ✓ 若い世代の運動習慣の定着を図るため、親子で参加できる運動プログラムも実施。

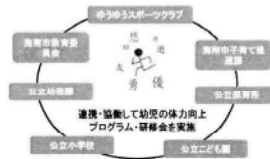


27

多様なニーズや地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として充実・発展（子育て支援）

幼児の運動習慣の基礎づくり・体力向上

幼児の運動習慣の基礎づくり、体力・運動能力の向上に向けて、公立幼稚園やこども園、保育所に指導者を派遣

- ✓ NPO法人ゆうゆう海南スポーツクラブ（和歌山県海南市）が、海南市教育委員会や海南市子育て推進課と連携・協働して、市内の全ての公立幼稚園やこども園、保育所に幼児体育の指導者を定期的に派遣し、幼児が楽しく体を動かす中で、多様な動きを身に付け、運動習慣の基礎づくりを行う取組を実施。
- ✓ 指導者が派遣される日以外にも幼稚園やこども園、保育所の教諭や保育士が幼児を指導して、幼児が楽しく体を動かす機会を設けることができるよう、教諭や保育士を対象とした講習会も開催。


28

多様なニーズや地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として充実・発展（学校との連携）


小学校体育活動支援

市内にある5つの総合型クラブが連携・協働して、市内の全ての小学校にスポーツ指導者を派遣し、体育活動支援を支援

- ✓ 村上市が「学校体育支援事業」を予算化し、市内の5つの総合型クラブに委託。各総合型クラブが人材の確保や連絡調整業務等を担い、スポーツ指導者を小学校の体育の授業に派遣。
- ✓ スポーツ指導者が、担任の教諭とチームティーチングで体育の授業に取り組み、小学校の体育活動を支援。



市内の全ての小学校の体育活動支援



29

多様なニーズや地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として充実・発展（障害者スポーツの推進）

障害者スポーツの推進

総合型クラブが、養護学校と協力して知的障害をもった方とその家族向けに、スポーツや音楽を楽しむプログラムを提供

- ✓ NPO法人高津総合型スポーツクラブSELF（神奈川県川崎市）が、近隣の県立養護学校と協力して知的障害をもった方とその家族向けに「SELF ハートクラブ」を立ち上げ、スポーツや音楽を楽しむプログラムを提供。




30